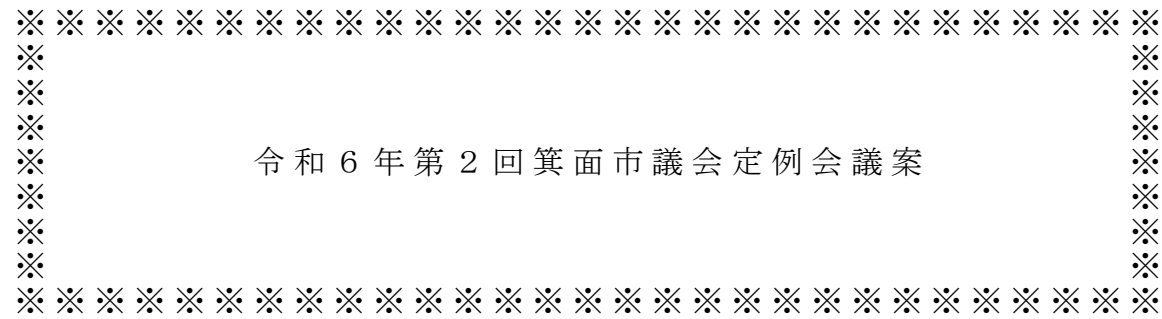




令和 6 年第 2 回箕面市議会定例会議案

箕 面 市

令和6年第2回箕面市議会定例会議案

報告第6号	令和5年度箕面市一般会計継続費繰越計算書(あいあい園移転整備事業(継続費)、認定こども園整備事業(継続費)、道路・交通安全施設維持補修事業(R5継続費)、箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)、新病院予定地整備事業(継続費)、箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)、北大阪急行線延伸整備事業(継続費)、消防拠点整備事業(継続費))	6
報告第7号	令和5年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書(行政改革推進事業、(仮称)新みのおサンプラザ1号館公共床活用検討事業、旧教育センター改修事業、庁舎管理事業(臨時)、市内公共交通整備事業、急傾斜地崩壊対策工事費負担事業、市・府民税賦課システム定額減税対応改修事業、コンビニ交付システム管理運営事業(臨時)、住民基本台帳事務事業(臨時)、戸籍事務事業(臨時)、地域福祉活動拠点移転事業、物価高騰対応市緊急支援事業(高齢福祉)、物価高騰対応市緊急支援事業(障害福祉)、エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(R5国補正1号)、エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(均等割のみ課税世帯)、エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(こども加算)、エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(新規非課税世帯等)、定額減税にかかる調整給付金交付事業、第五次箕面市子どもプラン策定準備事業、地域子育て支援センター運営事業(臨時)、物価高騰対応市緊急支援事業(子どもすこやか)、教育・保育給付施設等運営費補助事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農地施設補修及び改修事業、道路安全対策事業、橋りょう長寿命化対策事業、箕面今宮線道路安全対策事業、公園リニューアル事業、箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業、北大阪急行線車両等広告掲載事業、都市計画道路整備事業、いじめ防止対策事業、青少年関係団体育成事業(臨時)、郷土資料館移転事業、文化・交流センター分館整備事業、スケートボードパーク等整備事業)	8

報告第 8 号	令和 5 年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（市有財産管理事業（臨時）、庁舎管理事業（臨時）、障害者通所施設（中部地域）整備事業、障害者自立支援センター再整備事業、スケートボードパーク等整備事業）……………	13
報告第 9 号	令和 5 年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（本館熱源設備改修事業、病院建設事業）……………	15
報告第 1 0 号	令和 5 年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書（医療機器等整備事業）……………	16
報告第 1 1 号	令和 5 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（改良事業）……………	17
報告第 1 2 号	令和 5 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（原水及び浄水事業、配水及び給水事業、受託工事事業）……………	18
報告第 1 3 号	令和 5 年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（汚水建設改良事業）……………	19
報告第 1 4 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………	20
報告第 1 5 号	第 4 次箕面市障害者市民の長期計画の報告の件……………	24
第 6 9 号議案	工事請負契約締結の件（（仮称）箕面市立ワークセンター中部新築工事）……………	25
第 7 0 号議案	物件供給契約締結の件（化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型））……………	26
第 7 1 号議案	物件供給契約締結の件（消防ポンプ自動車（C D－Ⅰ型・普通免許対応車））……………	27

第 7 2 号議案	物件供給契約締結の件（箕面市教育情報ネットワーク ネットワーク機器等） ……	28
第 7 3 号議案	特定事業契約一部変更の件（（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業特定事業契約） ……	29
第 7 4 号議案	指定管理者の指定の件（（仮称）箕面市立ワークセンター中部） ……	30
第 7 5 号議案	箕面市税条例改正の件 ……	31
第 7 6 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件 ……	36
第 7 7 号議案	箕面市立コミュニティセンター条例改正の件 ……	39
第 7 8 号議案	箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例改正の件 ……	43
第 7 9 号議案	箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例改正の件 ……	44
第 8 0 号議案	箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例改正の件 ……	46
第 8 1 号議案	令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号） ……	47
第 8 2 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号） ……	72
第 8 3 号議案	令和 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号） ……	79
第 8 4 号議案	令和 6 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	86

第 8 5 号議案	令和 6 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	99
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件.....	108

報告第6号

令和5年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	あいあい園 移転整備事業 （継続費）	円 471,717,000	円 165,282,000	円 165,282,000	円 123,114,823	円 42,167,177	円 42,167,177	円 4,267,177	円 37,900,000	円		
	2 児童福祉費	認定こども園 整備事業 （継続費）	円 201,564,000	円 168,321,000	円 19,248,000	円 187,569,000	円 159,906,950	円 27,662,050	円 20,862,050	円 6,800,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路・交通 安全施設 維持補修事業 （R5継続費）	円 188,400,000	円 78,984,000	円 78,984,000	円 30,238,016	円 48,745,984	円 48,745,984	円 48,745,984	円 57,338,000	円 227,100,000		
	4 都市計画費	箕面船場 阪大前駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 （継続費）	円 5,698,590,000	円 1,328,461,000	円 465,820,097	円 1,794,281,097	円 1,491,654,147	円 302,626,950	円 302,626,950	円 18,188,950	円 440,400,000		
		新病院予定地 整備事業 （継続費）	円 2,264,406,000	円 318,038,000	円 885,255,000	円 1,203,293,000	円 605,930,300	円 597,362,700	円 597,362,700	円 31,254,700	円 257,100,000		
		箕面萱野 駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 （継続費）	円 2,000,071,000	円 1,494,005,000	円 133,036,840	円 1,627,041,840	円 1,081,733,200	円 545,308,640	円 545,308,640	円 26,383,640	円 261,825,000		

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 （継続費）	円 74,292,171,000	円 4,584,873,000	円 4,627,168,741	円 9,212,041,741	円 8,002,313,932	円 1,209,727,809	円 1,209,727,809	円 392,841,809	円 816,886,000	円	円
9 消防費	1 消 防 費	消 防 拠 点 整 備 事 業 （継続費）	2,966,672,000	182,146,000		182,146,000	130,176,000	51,970,000	51,970,000	70,000		51,900,000	

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)

令和5年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第7号

令和5年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
2 総務費	1 総務管理費	行政改革推進事業	円 6,083,000	円 5,830,550	円	円	円 5,830,550
		(仮称)新みのおサンプラザ1号館公共床活用検討事業	5,000,000	5,000,000			5,000,000
		旧教育センター改修事業	303,870,000	230,860,100		155,300,000	75,560,100
		庁舎管理事業(臨時)	25,000,000	23,566,400			23,566,400
		市内公共交通整備事業	32,364,000	32,364,000		9,051,000	23,313,000
		急傾斜地崩壊対策工事費負担事業	1,900,000	1,900,000			1,900,000
	2 徴税費	市・府民税賦課システム定額減税対応改修事業	6,770,000	6,678,320		6,678,320	
	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム管理運営事業(臨時)	831,000	831,000			831,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業（臨時）	円 25,767,000	円 25,318,877	円	円 10,180,000	円 15,138,877
		戸籍事務事業（臨時）	25,647,000	25,647,000		15,342,000	10,305,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉活動拠点移転事業	508,000	507,100			507,100
		物価高騰対応市緊急支援事業（高齢福祉）	30,852,000	30,852,000		30,852,000	
		物価高騰対応市緊急支援事業（障害福祉）	3,644,000	3,644,000		3,644,000	
		エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（R5国補正1号）	1,308,577,000	318,602,161		318,602,161	
		エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（均等割のみ課税世帯）	184,500,000	179,838,000		179,838,000	
		エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（こども加算）	134,000,000	133,580,900		133,580,900	
		エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（新規非課税世帯等）	302,500,000	302,500,000		302,500,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
3 民生費	1 社会福祉費	定額減税にかかる調整給付金交付事業	677,170,000	677,170,000		677,170,000	
	2 児童福祉費	第五次箕面市子どもプラン策定準備事業	5,389,000	5,389,000			5,389,000
		地域子育て支援センター運営事業（臨時）	1,002,000	1,002,000		100,000	902,000
		物価高騰対応市緊急支援事業（子どもすこやか）	851,000	851,000		851,000	
		教育・保育給付施設等運営費補助事業	28,700,000	24,914,338		1,550,000	23,364,338
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	12,647,000	10,288,096		10,288,096	
6 農林水産業費	1 農業費	農地施設補修及び改修事業	14,839,000	13,834,200			13,834,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路安全対策事業	168,482,000	148,490,000		140,811,000	7,679,000
		橋りょう長寿命化対策事業	602,413,000	602,413,000		556,229,000	46,184,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	箕面今宮線道路安全対策事業	円 72,094,000	円 72,094,000	円	円 65,669,000	円 6,425,000
	4 都市計画費	公園リニューアル事業	118,596,000	116,250,300		45,248,800	71,001,500
		箕面船場地区ヘルスケア拠点施設創出事業	4,800,000	4,800,000			4,800,000
		北大阪急行線車両等広告掲載事業	19,875,000	19,874,800			19,874,800
		都市計画道路整備事業	152,535,000	152,535,000		143,859,000	8,676,000
10 教 育 費	1 教育総務費	いじめ防止対策事業	10,280,000	9,700,890			9,700,890
	5 社会教育費	青少年関係団体育成事業（臨時）	438,000	437,800			437,800
		郷土資料館移転事業	18,334,000	12,641,700			12,641,700
		文化・交流センター分館整備事業	3,025,000	3,025,000			3,025,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	ス ケ ー ト ボ ー ド パ ー ク 等 整 備 事 業	円 1,147,000	円 935,800	円	円	円 935,800

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

（理由）
令和5年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものである。

報告第8号

令和5年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	1 総務管理費	市有財産管理事業 (臨 時)	487,300		487,300		487,300			487,300	隣接地との境界確認及び立会等の調整に時間を要したことにより、年度内に登記の完了が不可能となり、必要経費を繰り越したため。
		庁舎管理事業 (臨 時)	9,900,000		9,900,000		9,900,000			9,900,000	材料納期に遅延が発生し、施工体制の調整に時間を要したことにより、年度内に改修の完了が不可能となり、必要経費を繰り越したため。
3 民 生 費	1 社会福祉費	障害者通所施設 (中 部 地 域) 整 備 事 業	2,164,800		2,164,800		2,164,800			2,164,800	隣地の造成工事と工事期間が重複し、調整に時間を要したことにより、年度内の竣工が不可能となり、必要経費を繰り越したため。
		障 害 者 自 立 支 援 セ ン タ ー 再 整 備 事 業	2,904,000		2,904,000		2,904,000			2,904,000	関係者等との協議調整に時間を要し、年度内に計画案の策定が不可能となり、必要経費を繰り越したため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
10 教 育 費	6 保健体育費	スケートボード パーク等整備事業	円 142,882,300	円 123,728,200	円 19,154,100	円	円 19,154,100	円	円	円 19,154,100	近隣との調整や軟弱な 地盤が判明したことな どにより、年度内の竣 工が不可能となり、必 要経費を繰り越したた め。

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)

令和5年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第9号

令和5年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額にかかる繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国・府支出金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	
		本館熱源設備改修事業	13,300,000		13,300,000		13,300,000			本館熱源設備改修工事について、入札不調により、業務が年度内に完了しなかったことに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
		病院建設事業	93,300,000	24,530,000	60,300,000	15,400,000	44,900,000	8,470,000		新市立病院整備に伴う敷地地盤調査委託について、敷地内で施工中のCOM1号館解体工事の進捗により、業務が年度内に完了しなかったことに伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)
令和5年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

令和 5 年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和 5 年度継続費予算額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る定	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				当損留益勘定金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	医療機器整備事業	180,000,000	60,000,000	5,285,890	65,285,890	58,229,600	7,056,290	7,056,290	7,056,290	

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)
令和 5 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により報告するものである。

報告第 1 1 号

令和 5 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						企 業 債	繰 越 工 事 資 金	損益勘定 留保資金			
1	資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	改 良 事 業	円	円	円	円	円	円	円	配水管改良工事ほか 2 件について、関係機関との協議調整に時間を要したこと、現場技術支援業務委託について、現場管理を行う配水管改良工事の繰越に伴い、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。
			1,104,534,929	684,326,991	360,271,000	88,000,000		272,271,000	59,936,938		

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理 由)
令和 5 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものである。

報告第 1 2 号

令和 5 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						給水収益等	他 会 計 負 担 金			
1 収益的 支出	1 営業費用	原水及び 浄水事業	円 1,140,122,000	円 1,073,721,253	円 429,000	円 429,000	円	円 65,971,747	円	配水管改良工事 2 件の建設 改良繰越に伴い、付随する 給水連絡工事及び消火栓取 付工事の工期を延長したこと、 箕面浄水場膜ろ過装置 逆洗弁取替修繕について、 材料の納入に時間を要して いることにより必要経費を 翌年度に繰り越したため。
		配水及び 給水事業	617,031,947	505,157,802	16,728,800	16,728,800		95,145,345		
		受託 工事事業	38,411,219	20,673,751	14,119,600		14,119,600	3,617,868		

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)

令和 5 年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものである。

報告第13号

令和5年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	説 明
						国庫交付金	企 業 債	繰 越 工 事 金 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金		
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	汚 水 建 設 改 良 事 業	円 596,839,000	円 377,298,613	円 210,416,900	円 75,000,000	円	円	円 135,416,900	円 9,123,487	下水道管路更生工事ほか1件について、国庫交付金の早期確保を図るため、令和6年度実施予定分を前倒ししたこと、汚水幹線変更基本設計業務委託について、関係機関との協議調整に時間を要したことにより、支払義務が生じなかった経費を翌年度に繰り越したため。

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)
令和5年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第 1 4 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和 6 年 4 月 1 2 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 5 年 5 月 2 0 日 午後 1 時 5 0 分頃
- (2) 事故発生場所 豊能郡豊能町川尻内阪急バス高山口停留所付近 国道 4 2 3 号路上
- (3) 相手方 大阪市所在の法人
- (4) 事故の状況 本市の消防車（豊能消防署警防第一室  運転）が、上記日時・場所において、左方向から一時停止せずに国道 4 2 3 号に進入してきた相手方の自動車に気付いて避けようとしたが回避する前に相手方の自動車が消防車と接触し、相手方の自動車の左フロントバンパー等を破損し、及び消防車の左後方側面を損傷したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方及び本市の損害額は、それぞれ 3 7 2 , 0 0 0 円及び 3 9 0 , 0 0 0 円とし、相手方の負担額 3 5 1 , 0 0 0 円及び本市の負担額

37, 200円を相殺し、相手方は、市に313, 800円を支払う。

(6) 和解年月日 令和6年4月12日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和6年4月16日専決）

(1) 事故発生日時 令和5年12月8日 午後1時15分頃

(2) 事故発生場所 箕面市船場西一丁目20番4地先 市道船場西14号線路上

(3) 相手方 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 本市の公用車（健康福祉部高齢福祉室  運転）が、上記日時・場所において、右側の車庫から出てきた相手方の自動車に気付いてブレーキを踏んだが停止する前に相手方の自動車が公用車と接触し、公用車の右フロントドア等を破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による本市の損害額は、126, 000円とし、相手方は、市に100, 800円を支払う。

(6) 和解年月日 令和6年4月16日

3 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和6年4月22日専決）

(1) 事故発生日時 令和6年3月6日 午前10時30分頃

(2) 事故発生場所 箕面市百楽荘一丁目8番7号 箕面市立箕面小学校支援学級教室内

- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人（親権者 2名）
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、本市の職員が相手方の吸引器を使用して痰を取り除く処置を行っていたところ、当該職員が身に付けていたショルダーバッグが机上に置いていた吸引器に当たり、当該吸引器が机から落下して破損したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、8, 800円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 令和6年4月25日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和6年5月10日専決）

- (1) 事故発生日時 令和5年10月23日 午後3時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市新稲一丁目37番4地先 市道大同住宅線路上
- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、相手方の自動車が市道大同住宅線を走行していたところ、路面とマンホールとの段差に接触し、相手方の自動車のフロントバンパー等を破損したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、635, 000円とし、市は、相手方に332, 000円を支払う。

(6) 和解年月日 令和6年5月10日

報告第 1 5 号

第 4 次箕面市障害者市民の長期計画の報告の件

第 4 次箕面市障害者市民の長期計画について、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 1 1 条第 3 項の規定により策定したので、同条第 8 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

別冊のとおり

第 6 9 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | (仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 8 7 , 0 5 9 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市如意谷二丁目 1 0 番 8 5 号
城下工務店有限会社
代表取締役 城 下 義 史 |

(提案理由)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 0 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 8 4 , 5 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 兵庫県三田市テクノパーク 3 2 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷 口 裕 和 |

（提案理由）

化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 7 1 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型・普通免許対応車） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 2 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 兵庫県三田市テクノパーク 3 2 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷 口 裕 和 |

（提案理由）

消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型・普通免許対応車）の供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 7 2 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 箕面市教育情報ネットワーク ネットワーク機器等 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 3 7 , 1 9 5 , 9 5 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市中央区城見二丁目 1 番 5 号
株式会社オプテージ
代表取締役社長 名 部 正 彦 |

（提案理由）

箕面市教育情報ネットワーク ネットワーク機器等の供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 7 3 号議案

特定事業契約一部変更の件

平成 3 0 年 3 月 2 3 日議決を経た「第 2 9 号議案 特定事業契約締結の件」（令和 3 年 3 月 5 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「4 契約の金額 1 3 , 7 8 2 , 9 3 4 , 0 3 6 円にこの契約に定める基準金利の確定に伴う利息の増減額を加算した額」を「4 契約の金額 1 3 , 7 0 4 , 4 6 9 , 6 0 1 円」に改める。

（提案理由）

地下鉄騒音振動対策費の減額及び基準金利の確定に伴う利息の減額により契約の金額を変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により提案するものである。

第 7 4 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立ワークセンター中部
- 2 指 定 管 理 者 箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 行 松 英 明
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

(仮称) 箕面市立ワークセンター中部の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第七十五号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の三第一項中「若しくは金銭」を削る。

第十九条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が被災した場合において、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十五条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が被災した場合において、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認めるときは、この限りでない。

第六十三条の七第二項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該者が被災した場合において、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認めるときは、この限り

でない。

第六十三条の七第三項中「によつて」を「により」に改める。

附則第一条の二を削る。

附則第四条の四第十三項を削り、同条第十二項中「附則第十五条第二十五項第三号」を「附則第十五条第二十五項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第十五条第二十五項第三号」を「附則第十五条第二十五項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第十五条第二十五項第三号」を「附則第十五条第二十五項第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する条例で定める割合は、七分の六とする。

附則第四条の四第十四項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第五条の三の見出し中「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第一項中「令和四年度分又は令和五年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第二項中「令和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地」を「令和七年度適用土地又は

令和七年度類似適用土地」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第五条の三の二に次の一項を加える。

2 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。

附則第五条の五中「附則第七条第八項各号」を「附則第七条第九項各号」に改める。

附則第五条の五の二中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第十項各号」に改める。

附則第五条の六中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第十一項各号」に改める。

附則第五条の七中「附則第七条第十一項各号」を「附則第七条第十二項各号」に改める。

附則第五条の七の二中「附則第七条第十六項各号」を「附則第七条第十七項各号」に改める。

附則第五条の八中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十八項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の二三第一項の改正規定及び附則第一条の二を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の箕面市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号。次項及び第四項において「旧法」という。）附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第七十六号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第三十八条第三項中「第七条第二項中」の下に「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、」を加える。

第六十二条の三第二項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第八十四条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第八十六条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第九十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第二百二条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第二百二十五条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第八十三条に規定する小規模保育事業所A型、第八十六条第一項に規定する小規模保育事業所B型、第九十条に規定する保育所型事業所内保育事業所及び第二百二条第一項に規定する小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準については、改正後の第八十四条第二項第三号及び第四号、第八十六条第二項第三号及び第四号、第九十九条第二項第三号及び第四号並びに第二百二条第二項第三号及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第七十七号議案

箕面市立コミュニティセンター条例改正の件

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

箕面市立コミュニティセンター条例（平成十六年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認めるとき。

第十条の次に次の一条を加える。

（使用料）

第十条の二 規則で定めるセンターの利用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

2 前項のセンターの利用者は、当該センターの附属設備を利用するときは、二千円の範囲内で規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（附属設備の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第十一条第一項中「センター」の下に「（規則で定めるセンターを除

く。」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十条の二関係）

区分	収容 人員	単位利用時間帯使用料			超過料金 （一時間 につき）
		午前	午後	夜間	
大会議室	一〇〇人	一、〇六〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三六〇円
小会議室	五〇	六〇〇	八〇〇	八〇〇	二〇〇
談話室	二〇	四四〇	五八〇	五八〇	一四〇
和室一	四〇	七六〇	一、〇二〇	一、〇二〇	二六〇
和室二	二〇	三八〇	五二〇	五二〇	一二〇

備考

1 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

2 この表中「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後十時までの時間帯をいう。

3 この表中「超過料金」とは、午前九時以前又は午後十時以後の利用に係る使用料をいう。

4 この表中「和室一」とは、箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館（天空の家）（以下「彩都の丘会館」という。）以外のセンターの和室をいい、「和室二」とは、彩都の丘会館の和室をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十条の二の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた同条第一項に規定するセンターの使用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた当該センターの利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

公共施設予約システムの導入に伴い、箕面市立コミュニティセンターの利用に係る料金を使用料として徴収できるようにするため、本条例を改正するものである。

第七十八号議案

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例改正の件

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一号中「第四百十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百十条の六十六第一号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第七十九号議案

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める

条例改正の件

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四百十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百十条の六十六第一号イ」に改める。

第三条第一項中「員数」の下に「（地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。」を加え、同条第二項の表以外の部分中「前項」を「第一項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第一項各号」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包

括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第八十号議案

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術
管理者の資格を定める条例改正の件

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年五月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術
管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第 8 1 号議案

令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 293,553 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 79,293,373 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,116,419	千円 2,025	千円 1,118,444
	1 負担金	1,109,561	2,025	1,111,586
14 使用料及び手数料		644,349	2,652	647,001
	1 使用料	337,994	2,652	340,646
15 国庫支出金		13,699,047	12,197	13,711,244
	4 国庫交付金	4,114,857	12,197	4,127,054
16 府支出金		4,729,658	660	4,730,318
	2 府補助金	515,207	660	515,867
19 繰入金		7,266,826	70,000	7,336,826
	1 基金繰入金	7,178,286	70,000	7,248,286
20 繰越金		12,458	3,274	15,732
	1 繰越金	12,458	3,274	15,732
21 諸収入		4,431,066	194,045	4,625,111
	5 雑入	1,595,781	194,045	1,789,826
22 市債		7,605,100	8,700	7,613,800
	1 市債	7,605,100	8,700	7,613,800
歳入合計		78,999,820	293,553	79,293,373

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 429,259	千円 5,741	千円 435,000
	1 議会費	429,259	5,741	435,000
2 総務費		7,046,327	△58,928	6,987,399
	1 総務管理費	5,991,352	△134,425	5,856,927
	2 徴税費	407,408	39,031	446,439
	3 戸籍住民基本台帳費	442,652	24,070	466,722
	4 選挙費	167,130	9,725	176,855
	5 統計調査費	13,604	241	13,845
3 民生費	6 監査委員費	24,181	2,430	26,611
		27,890,464	56,389	27,946,853
	1 社会福祉費	8,331,017	51,201	8,382,218
	2 児童福祉費	11,798,605	3,850	11,802,455
4 衛生費	3 生活保護費	2,524,704	1,338	2,526,042
		7,928,237	135,177	8,063,414
	1 保健衛生費	1,799,099	174,154	1,973,253
5 労働費	2 清掃費	2,028,641	△38,977	1,989,664
		65,017	1,674	66,691
6 農林水産業費	1 労働諸費	65,017	1,674	66,691
		156,997	6,472	163,469
7 商工費	1 農業費	132,785	6,472	139,257
		414,019	△5,927	408,092
8 土木費	1 商工費	285,549	△5,927	279,622
		9,565,646	165,262	9,730,908
	1 土木管理費	1,065,855	92,343	1,158,198
9 消防費	4 都市計画費	6,443,795	72,919	6,516,714
		4,677,738	△20,483	4,657,255
10 教育費	1 消防費	4,677,738	△20,483	4,657,255
		7,239,233	8,176	7,247,409
	1 教育総務費	1,869,217	△52,305	1,816,912
	2 小学校費	1,148,393	12,964	1,161,357
	3 中学校費	890,635	16,868	907,503
	4 幼稚園費	77,750	13,319	91,069
5 社会教育費		944,593	17,330	961,923

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 出 合 計		千円 78,999,820	千円 293,553	千円 79,293,373

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
みのおサンプルザ 1 号館 建 替 推 進 事 業			令和 6 年度から令和 7 年度	3,034,200 千円
(仮称) ワークセンター 中 部 管 理 運 営 事 業			令和 6 年度から令和 1 7 年度	指定管理者の指定 に伴い毎年度事業 実施に必要と市が 認める額。 ただし、利用料 金の対象となる経 費を除く。

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
生涯学習 センター 改修事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	8,700	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政府 その他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、
当該見直し後の利率

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	25,544,000	0	25,544,000
2 地 方 譲 与 税	275,000	0	275,000
3 利 子 割 交 付 金	23,000	0	23,000
4 配 当 割 交 付 金	215,000	0	215,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	293,000	0	293,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000	0	2,950,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	66,000	0	66,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	642,229	0	642,229
11 地 方 交 付 税	2,250,000	0	2,250,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,116,419	2,025	1,118,444
14 使 用 料 及 び 手 数 料	644,349	2,652	647,001
15 国 庫 支 出 金	13,699,047	12,197	13,711,244
16 府 支 出 金	4,729,658	660	4,730,318
17 財 産 収 入	7,120,966	0	7,120,966
18 寄 附 金	1,002	0	1,002
19 繰 入 金	7,266,826	70,000	7,336,826
20 繰 越 金	12,458	3,274	15,732
21 諸 収 入	4,431,066	194,045	4,625,111
22 市 債	7,605,100	8,700	7,613,800
歳 入 合 計	78,999,820	293,553	79,293,373

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,259	5,741	435,000
2 総務費	7,046,327	△58,928	6,987,399
3 民生費	27,890,464	56,389	27,946,853
4 衛生費	7,928,237	135,177	8,063,414
5 労働費	65,017	1,674	66,691
6 農林水産業費	156,997	6,472	163,469
7 商工費	414,019	△5,927	408,092
8 土木費	9,565,646	165,262	9,730,908
9 消防費	4,677,738	△20,483	4,657,255
10 教育費	7,239,233	8,176	7,247,409
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,609,241	0	3,609,241
13 諸支出金	9,907,642	0	9,907,642
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	78,999,820	293,553	79,293,373

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	5,741
0	0	5,052	△63,980
4,420	0	0	51,969
0	0	140,220	△5,043
0	0	0	1,674
0	0	0	6,472
0	0	0	△5,927
0	0	70,000	95,262
0	0	0	△20,483
660	8,700	0	△1,184
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
5,080	8,700	215,272	64,501

2 歳 入
(款) 13 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
13	分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1, 116, 419	千円 2, 025	千円 1, 118, 444
	1 負 担 金		1, 109, 561	2, 025	1, 111, 586
		3 衛 生 費 負 担 金	142, 457	2, 025	144, 482
14	使 用 料 及 び 手 数 料		644, 349	2, 652	647, 001
	1 使 用 料		337, 994	2, 652	340, 646
		1 総 務 使 用 料	3, 768	2, 652	6, 420
15	国 庫 支 出 金		13, 699, 047	12, 197	13, 711, 244
	4 国 庫 交 付 金		4, 114, 857	12, 197	4, 127, 054
		1 総 務 費 国 庫 交 付 金	210, 914	12, 197	223, 111
16	府 支 出 金		4, 729, 658	660	4, 730, 318
	2 府 補 助 金		515, 207	660	515, 867
		2 民 生 費 府 補 助 金	423, 715	660	424, 375
19	繰 入 金		7, 266, 826	70, 000	7, 336, 826
	1 基 金 繰 入 金		7, 178, 286	70, 000	7, 248, 286
		1 都 市 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	479, 000	70, 000	549, 000
20	繰 越 金		12, 458	3, 274	15, 732
	1 繰 越 金		12, 458	3, 274	15, 732
		1 前 年 度 繰 越 金	12, 458	3, 274	15, 732
21	諸 収 入		4, 431, 066	194, 045	4, 625, 111
	5 雑 入		1, 595, 781	194, 045	1, 789, 826
		4 雑 入	499, 652	194, 045	693, 697

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	2, 025	3 他市予防接種費負担金（高齢者） 補正後 12, 442, 000円－補正前 10, 417, 000円 2, 025
1 総 務 管 理 使 用 料	2, 652	12 コミュニティセンター使用料 2, 652
1 総 務 管 理 費 交 付 金	12, 197	1 地方創生臨時交付金 補正後 152, 330, 000円－補正前 147, 910, 000円 4 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装） 補正後 61, 340, 000円－補正前 53, 563, 000円 7, 777
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	660	30 母子等自立支援事業費補助金 補正後 18, 156, 000円－補正前 17, 496, 000円 660
1 都 市 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	70, 000	1 都市施設整備基金繰入金 補正後 549, 000, 000円－補正前 479, 000, 000円 70, 000
1 前 年 度 繰 越 金	3, 274	1 前年度繰越金 補正後 15, 732, 000円－補正前 12, 458, 000円 3, 274
2 雑 入	194, 045	47 箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備費返還金 53, 450 61 新型コロナワクチン接種助成金 138, 195 62 自治総合センターコミュニティ助成金 2, 400

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

(款) 22 市債
(項) 1 市債

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
22 市 債			千円 7,605,100	千円 8,700	千円 7,613,800
1 市 債			7,605,100	8,700	7,613,800
6 教 育 債			815,100	8,700	823,800

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 社 会 教 育 事 業 債	8,700	3 生涯学習センター改修事業債 8,700

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3 歳 出
(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1	議 会 費		千円 429,259	千円 5,741	千円 435,000	千円 一般財源 5,741
		1 議 会 費	429,259	5,741	435,000	一般財源 5,741
		1 議 会 費	429,259	5,741	435,000	一般財源 5,741
2	総 務 費		7,046,327	△58,928	6,987,399	使用料及び手数料 2,652 諸収入 2,400 一般財源 △63,980
		1 総 務 管 理 費				使用料及び手数料 2,652 諸収入 2,400 一般財源 △139,477
		1 一 般 管 理 費				一般財源 △139,477

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	4,203	1 人件費（議会費）【人事室】 5,741
3 職 員 手 当 等	2,007	2 給 料 4,203
		2 一 般 職 給 一般職給 4,203
4 共 済 費	△469	3 職員手当等 2,007
		2 扶 養 手 当 △62
		3 管理職手当 540
		4 地 域 手 当 528
		5 通 勤 手 当 △155
		9 時間外及び休日勤務手当 139
		10 住 居 手 当 △228
		11 期末勤勉手当 1,385
		14 児 童 手 当 △140
		4 共 済 費 △469
		3 職員共済組合負担金 △469
2 給 料	△74,242	2 人件費（一般管理費）【人事室】 △161,019
3 職 員 手 当 等	△57,824	2 給 料 △74,242
		2 一 般 職 給 一般職給 △74,242
4 共 済 費	△28,953	3 職員手当等 △57,824
		2 扶 養 手 当 △3,486
12 委 託 料	1,941	3 管理職手当 2,602
		4 地 域 手 当 △9,688
27 繰 出 金	19,601	5 通 勤 手 当 △2,002
		9 時間外及び休日勤務手当 △15,108
		10 住 居 手 当 △7,804
		11 期末勤勉手当 △17,872
		14 児 童 手 当 △4,880
		15 単身赴任手当 414
		4 共 済 費 △28,953
		3 職員共済組合負担金 △28,953
		54 訴訟関係事務経費【法制室】 1,941
		12 委 託 料 1,941
		1 委 託 料 1,941
		訴訟事件等弁護士委託 1,941

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	1	1〔一 般 管 理 費〕	千円	千円	千円	千円
		23 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 費	73,837	2,652	76,489	使用料及び手数料 2,652
		25 市 民 活 動 促 進 費	129	2,400	2,529	諸収入 2,400
	2	徴 税 費	407,408	39,031	446,439	一般財源 39,031
		1 徴 税 総 務 費	299,025	39,031	338,056	一般財源 39,031
	3	戸籍住民基本台帳費	442,652	24,070	466,722	一般財源 24,070
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	442,652	24,070	466,722	一般財源 24,070
	4	選 挙 費	167,130	9,725	176,855	一般財源 9,725

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		64 特別会計財産区事業費繰出金（臨時）【地域活性化室】 19,601
		27 繰 出 金 19,601
		4 特別会計財産区事業費繰出金 19,601
12 委 託 料	2,652	1 コミュニティセンター管理運営事業【市民サービス政策室】 2,652
		12 委 託 料 2,652
		1 委 託 料 2,652
		管理運営委託 2,652
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,400	50 地域コミュニティ振興助成事業【市民サービス政策室】 2,400
		18 負担金補助及び交付金 2,400
		2 補 助 金 2,400
		コミュニティ助成事業補助金 2,400
2 給 料	17,759	1 人件費（徴税総務費）【人事室】 39,031
		2 給 料 17,759
3 職 員 手 当 等	13,406	2 一 般 職 給 17,759
		一般職給 17,759
4 共 済 費	7,866	3 職員手当等 13,406
		2 扶 養 手 当 396
		3 管理職手当 1,620
		4 地 域 手 当 2,411
		5 通 勤 手 当 896
		9 時間外及び休日勤務手当 1,034
		10 住 居 手 当 672
		11 期末勤勉手当 6,257
		14 児 童 手 当 120
		4 共 済 費 7,866
		3 職員共済組合負担金 7,543
		7 社会保険料 323
2 給 料	12,456	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】 24,070
		2 給 料 12,456
3 職 員 手 当 等	8,340	2 一 般 職 給 12,456
		一般職給 12,456
4 共 済 費	3,274	3 職員手当等 8,340
		2 扶 養 手 当 156
		3 管理職手当 540
		4 地 域 手 当 1,488
		9 時間外及び休日勤務手当 908
		10 住 居 手 当 180
		11 期末勤勉手当 5,068
		4 共 済 費 3,274
		3 職員共済組合負担金 3,274

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	4	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	千円 49,402	千円 9,725	千円 59,127	千円 一般財源 9,725
		5 統 計 調 査 費	13,604	241	13,845	一般財源 241
		1 統 計 調 査 総 務 費	11,866	241	12,107	一般財源 241
		6 監 査 委 員 費	24,181	2,430	26,611	一般財源 2,430
		1 監 査 委 員 費	24,181	2,430	26,611	一般財源 2,430
	3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	8,331,017	51,201	8,382,218	国庫支出金 4,420 一般財源 46,781
		1 社会福祉総務費	1,256,605	39,393	1,295,998	一般財源 39,393

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	千円 4,564	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】 9,725
3 職 員 手 当 等	3,480	2 給 料 4,564 2 一 般 職 給 一般職給 4,564
4 共 済 費	1,681	3 職員手当等 3,480 3 管理職手当 720 4 地 域 手 当 622 9 時間外及び休日勤務手当 75 11 期末勤勉手当 2,063 4 共 済 費 1,681 3 職員共済組合負担金 1,681
2 給 料	200	1 人件費（統計調査総務費）【人事室】 241
3 職 員 手 当 等	△67	2 給 料 200 2 一 般 職 給 一般職給 200
4 共 済 費	108	3 職員手当等 △67 5 通 勤 手 当 △67 4 共 済 費 108 3 職員共済組合負担金 108
2 給 料	865	1 人件費（監査委員費）【人事室】 2,430
3 職 員 手 当 等	1,242	2 給 料 865 2 一 般 職 給 一般職給 865
4 共 済 費	323	3 職員手当等 1,242 3 管理職手当 480 4 地 域 手 当 128 10 住 居 手 当 81 11 期末勤勉手当 553 4 共 済 費 323 3 職員共済組合負担金 323
2 給 料	19,604	1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】 38,924
3 職 員 手 当 等	14,226	2 給 料 19,604 2 一 般 職 給 一般職給 19,604
4 共 済 費	5,094	3 職員手当等 14,226 2 扶 養 手 当 680 3 管理職手当 2,430 4 地 域 手 当 2,718
12 委 託 料	469	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	1	1〔社会福祉総務費〕	千円	千円	千円	千円
		6 老 人 福 祉 費	410,535	7,388	417,923	一般財源 7,388
		16 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付費	0	4,420	4,420	国庫支出金 4,420
	2	2 児 童 福 祉 費	11,798,605	3,850	11,802,455	一般財源 3,850
		1 児童福祉総務費	4,801,036	16,240	4,817,276	一般財源 16,240
		3 保 育 所 費	513,840	△47,069	466,771	一般財源 △47,069

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		5 通 勤 手 当 110
		9 時間外及び休日勤務手当 4,262
		10 住 居 手 当 682
		11 期末勤勉手当 3,209
		14 児 童 手 当 135
		4 共 済 費 5,094
		3 職員共済組合負担金 4,871
		7 社会保険料 223
		52 福祉医療システム改修事業【介護・医療・年金室】 469
		12 委 託 料 469
		1 委 託 料 システム改修委託 469
12 委 託 料	7,388	5 高齢者在宅生活支援事業【高齢福祉室】 7,388
		12 委 託 料 7,388
		1 委 託 料 7,388
		緊急時支援サービス事業委託他 7,388
13 使用料及び賃借料	4,420	55 エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業（給付支援） 4,420
		【総務部総務室】
		13 使用料及び賃借料 4,420
		1 使 用 料 4,420
7 報 償 費	280	61 保育業務のＩＣＴ化による業務改善事業【保育幼稚園利用室】 5,500
		12 委 託 料 5,500
8 旅 費	160	1 委 託 料 5,500
		業務改善コンサルティング委託 5,500
12 委 託 料	5,500	64 保育士確保対策支援事業【保育幼稚園利用室】 10,300
		18 負担金補助及び交付金 10,300
		2 補 助 金 10,300
		就職支援補助金 8,800
		就職支援補助金（学生加算） 1,500
		69 教育・子育てに関するデータ活用推進事業【子育て支援室】 440
		7 報 償 費 280
		1 報 償 金 280
		講師謝礼 280
		8 旅 費 160
		3 特別旅費 160
2 給 料	△23,843	1 人件費（保育所費）【人事室】 △47,069
		2 給 料 △23,843
3 職 員 手 当 等	△13,236	2 一 般 職 給 △23,843
		一般職給 △23,843
4 共 済 費	△9,990	3 職員手当等 △13,236
		2 扶 養 手 当 780

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	2	3〔保 育 所 費〕	千円	千円	千円	千円
		7 認定こども園費	317,527	34,679	352,206	一般財源 34,679
	3	生 活 保 護 費	2,524,704	1,338	2,526,042	一般財源 1,338
		1 生活保護総務費	190,936	1,338	192,274	一般財源 1,338
		1 保 健 衛 生 費	1,799,099	174,154	1,973,253	分担金及び負担金 2,025 諸収入 138,195 一般財源 33,934
4	衛 生 費	1 保健衛生総務費	322,458	18,411	340,869	一般財源 18,411

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		3 管理職手当 2,160 4 地 域 手 当 △2,570 5 通 勤 手 当 △1,259 10 住 居 手 当 △5,682 11 期末勤勉手当 △6,665 4 共 済 費 △9,990 3 職員共済組合負担金 △10,015 7 社会保険料 25
2 給 料	17,963	1 人件費（認定こども園費）【人事室】 34,679 2 給 料 17,963 2 一 般 職 給 17,963 一般職給 17,963 3 職員手当等 10,256 2 扶 養 手 当 678 3 管理職手当 △540 4 地 域 手 当 2,163 5 通 勤 手 当 186 9 時間外及び休日勤務手当 416 10 住 居 手 当 726 11 期末勤勉手当 6,132 14 児 童 手 当 495 4 共 済 費 6,460 3 職員共済組合負担金 6,707 7 社会保険料 △247
3 職 員 手 当 等	10,256	
4 共 済 費	6,460	
2 給 料	2,696	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】 1,338 2 給 料 2,696 2 一 般 職 給 2,696 一般職給 2,696 3 職員手当等 △1,358 2 扶 養 手 当 △698 3 管理職手当 360 4 地 域 手 当 253 9 時間外及び休日勤務手当 52 10 住 居 手 当 153 11 期末勤勉手当 △758 14 児 童 手 当 △720
3 職 員 手 当 等	△1,358	
2 給 料	9,654	1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】 18,411 2 給 料 9,654

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
4	1	1〔保健衛生総務費〕	千円	千円	千円	千円
	2	予 防 費	989, 174	155, 743	1, 144, 917	分担金及び負担金 2, 025 諸収入 138, 195 一般財源 15, 523
	2	清 掃 費	2, 028, 641	△38, 977	1, 989, 664	一般財源 △38, 977
		1 清 掃 総 務 費	442, 402	△38, 977	403, 425	一般財源 △38, 977
	5	労 働 費	65, 017	1, 674	66, 691	一般財源 1, 674
		1 労 働 諸 費	65, 017	1, 674	66, 691	一般財源 1, 674
		1 労 働 対 策 費	27, 089	1, 674	28, 763	一般財源 1, 674

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当 等	千円 5, 843	2 一 般 職 給 9, 654 一般職給 9, 654
4 共 済 費	2, 914	3 職員手当等 5, 843 2 扶 養 手 当 66 3 管理職手当 660 4 地 域 手 当 1, 386 5 通 勤 手 当 141 9 時間外及び休日勤務手当 691 10 住 居 手 当 327 11 期末勤勉手当 2, 812 14 児 童 手 当 △240 4 共 済 費 2, 914 3 職員共済組合負担金 2, 807 7 社会保険料 107
12 委 託 料	148, 340	7 予防接種事業（地域保健）【地域保健室】 148, 340 12 委 託 料 148, 340 1 委 託 料 148, 340 予防接種委託 148, 340
19 扶 助 費	7, 403	11 予防接種事業（地域保健）（扶助費）【地域保健室】 7, 403 19 扶 助 費 7, 403 1 扶 助 費 7, 403 予防接種自己負担助成費 7, 403
2 給 料	△20, 138	1 人件費（清掃総務費）【人事室】 △38, 977 2 給 料 △20, 138 2 一 般 職 給 △20, 138 一般職給 △20, 138
3 職 員 手 当 等	△12, 123	3 職員手当等 △12, 123 3 管理職手当 540 4 地 域 手 当 △2, 383 5 通 勤 手 当 △1, 046 9 時間外及び休日勤務手当 △833 10 住 居 手 当 △2, 752 11 期末勤勉手当 △5, 649 4 共 済 費 △6, 716 3 職員共済組合負担金 △6, 716
4 共 済 費	△6, 716	
2 給 料	1, 516	1 人件費（労働対策費）【人事室】 1, 674 2 給 料 1, 516 2 一 般 職 給 1, 516 一般職給 1, 516
3 職 員 手 当 等	68	

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
5	1	1〔労働対策費〕	千円	千円	千円	千円
6 農 林 水 産 業 費			156, 997	6, 472	163, 469	一般財源 6, 472
1 農 業 費			132, 785	6, 472	139, 257	一般財源 6, 472
1 農 業 委 員 会 費			38, 285	2, 236	40, 521	一般財源 2, 236
2 農 業 総 務 費			26, 933	4, 236	31, 169	一般財源 4, 236
7 商 工 費			414, 019	△5, 927	408, 092	一般財源 △5, 927
1 商 工 費			285, 549	△5, 927	279, 622	一般財源 △5, 927
1 商 工 総 務 費			122, 587	△5, 927	116, 660	一般財源 △5, 927

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	千円 90	3 職員手当等 68 5 通 勤 手 当 64 9 時間外及び休日勤務手当 4 4 共 済 費 90 3 職員共済組合負担金 90
2 給 料	649	1 人件費（農業委員会費）【人事室】 2, 236 2 給 料 649 2 一 般 職 給 649 一般職給 649 3 職員手当等 992 2 扶 養 手 当 258 3 管理職手当 180 4 地 域 手 当 115 5 通 勤 手 当 △75 10 住 居 手 当 81 11 期末勤勉手当 433 4 共 済 費 595 3 職員共済組合負担金 571 7 社会保険料 24
3 職 員 手 当 等	992	
4 共 済 費	595	
2 給 料	2, 348	1 人件費（農業総務費）【人事室】 4, 236 2 給 料 2, 348 2 一 般 職 給 2, 348 一般職給 2, 348 3 職員手当等 970 4 地 域 手 当 270 5 通 勤 手 当 86 11 期末勤勉手当 614 4 共 済 費 918 3 職員共済組合負担金 918
3 職 員 手 当 等	970	
4 共 済 費	918	
2 給 料	△1, 073	1 人件費（商工総務費）【人事室】 △5, 927 2 給 料 △1, 073 2 一 般 職 給 △1, 073 一般職給 △1, 073 3 職員手当等 △3, 326 2 扶 養 手 当 △360 3 管理職手当 △1, 080 4 地 域 手 当 △294 9 時間外及び休日勤務手当 284
3 職 員 手 当 等	△3, 326	
4 共 済 費	△1, 528	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
7	1	1〔商 工 総 務 費〕	千円	千円	千円	千円
8	土 木 費		9,565,646	165,262	9,730,908	繰入金 70,000 一般財源 95,262
	1	土 木 管 理 費	1,065,855	92,343	1,158,198	一般財源 92,343
		1 土 木 総 務 費	1,049,164	92,343	1,141,507	一般財源 92,343
4	都 市 計 画 費		6,443,795	72,919	6,516,714	繰入金 70,000 一般財源 2,919
		6 街 路 事 業 費	1,308,278	72,919	1,381,197	繰入金 70,000 一般財源 2,919
9	消 防 費		4,677,738	△20,483	4,657,255	一般財源 △20,483
1	消 防 費		4,677,738	△20,483	4,657,255	一般財源 △20,483
		1 常 備 消 防 費	1,577,299	△20,483	1,556,816	一般財源 △20,483

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		10 住居手当 △108 11 期末勤勉手当 △1,708 14 児童手当 △60 4 共 済 費 △1,528 3 職員共済組合負担金 △1,528
2 給 料	42,226	1 人件費（土木総務費）【人事室】 92,343 2 給 料 42,226 2 一 般 職 給 42,226 一般職給 42,226 3 職員手当等 35,551 2 扶 養 手 当 1,274 3 管理職手当 8,268 4 地 域 手 当 6,184 5 通 勤 手 当 2,012 9 時間外及び休日勤務手当 684 11 期末勤勉手当 16,289 14 児 童 手 当 840 4 共 済 費 14,566 3 職員共済組合負担金 14,817 7 社会保険料 △251
3 職 員 手 当 等	35,551	
4 共 済 費	14,566	
14 工 事 請 負 費	72,919	50 都市計画道路整備事業【道路整備室】 72,919 14 工事請負費 72,919 1 工事請負費 72,919 道路改良工事 72,919
2 給 料	△13,172	1 人件費（常備消防費）【人事室】 △20,483 2 給 料 △13,172 2 一 般 職 給 △13,172 一般職給 △13,172 3 職員手当等 △7,925 3 管理職手当 960 4 地 域 手 当 △1,750 10 住 居 手 当 △2,127 11 期末勤勉手当 △3,718 14 児 童 手 当 △1,290 4 共 済 費 614 3 職員共済組合負担金 444
3 職 員 手 当 等	△7,925	
4 共 済 費	614	

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
9	1	1〔常 備 消 防 費〕	千円	千円	千円	千円
10	教 育 費		7, 239, 233	8, 176	7, 247, 409	府支出金 660 市債 8, 700 一般財源 △1, 184
		1 教 育 総 務 費	1, 869, 217	△52, 305	1, 816, 912	府支出金 660 一般財源 △52, 965
		2 事 務 局 費	987, 101	△53, 185	933, 916	一般財源 △53, 185
		3 教 育 指 導 費	657, 223	880	658, 103	府支出金 660 一般財源 220
	2 小 学 校 費		1, 148, 393	12, 964	1, 161, 357	一般財源 12, 964
		1 学 校 管 理 費	1, 044, 596	12, 964	1, 057, 560	一般財源 12, 964

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		7 社会保険料 170
2 給 料	△22, 904	1 人件費（事務局費）【人事室】 △53, 185 2 給 料 △22, 904 2 一 般 職 給 △22, 904 一般職給 △22, 904
3 職 員 手 当 等	△22, 868	3 職員手当等 △22, 868 2 扶 養 手 当 △2, 012 3 管理職手当 2, 388 4 地 域 手 当 △3, 134 9 時間外及び休日勤務手当 840 10 住 居 手 当 750 11 期末勤勉手当 △19, 372 14 児 童 手 当 △1, 680 15 単身赴任手当 △648
4 共 済 費	△7, 413	4 共 済 費 △7, 413 3 職員共済組合負担金 △9, 676 7 社会保険料 2, 263
12 委 託 料	424	31 学力保障・学習支援事業【放課後子ども支援室】 424 12 委 託 料 424 1 委 託 料 424 学力保障・学習支援学生サポーター業務委 424 託
19 扶 助 費	456	54 学力保障・学習支援事業（扶助費）【放課後子ども支援室】 456 19 扶 助 費 456 1 扶 助 費 456 受験料等補助 456
2 給 料	5, 769	1 人件費（小学校・学校管理費）【人事室】 12, 764 2 給 料 5, 769 2 一 般 職 給 5, 769 一般職給 5, 769
3 職 員 手 当 等	3, 912	3 職員手当等 3, 912 2 扶 養 手 当 1, 218 3 管理職手当 540 4 地 域 手 当 906 5 通 勤 手 当 646 9 時間外及び休日勤務手当 602
4 共 済 費	3, 083	4 共 済 費 3, 083
17 備 品 購 入 費	200	

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	2	1〔学 校 管 理 費〕	千円	千円	千円	千円
	3	中 学 校 費	890,635	16,868	907,503	一般財源 16,868
		1 学 校 管 理 費	691,056	16,868	707,924	一般財源 16,868
	4	幼 稚 園 費	77,750	13,319	91,069	一般財源 13,319
		1 幼 稚 園 費	77,750	13,319	91,069	一般財源 13,319
	5	社 会 教 育 費	944,593	17,330	961,923	市債 8,700 一般財源 8,630
		1 社会教育総務費	410,121	8,630	418,751	一般財源 8,630

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		3 職員共済組合負担金 2,074 7 社会保険料 1,009
		53 小学校管理運営事業（臨時）【学校生活支援室】 200
		17 備品購入費 200
		1 庁用器具費 200 管理用 200
2 給 料	9,231	1 人件費（中学校・学校管理費）【人事室】 16,868
		2 給 料 9,231
3 職 員 手 当 等	3,136	2 一 般 職 給 9,231 一般職給 9,231
4 共 済 費	4,501	3 職員手当等 3,136
		4 地 域 手 当 1,052 5 通 勤 手 当 619 9 時間外及び休日勤務手当 403 11 期末勤勉手当 1,062
		4 共 済 費 4,501
		3 職員共済組合負担金 3,560 7 社会保険料 941
2 給 料	6,149	1 人件費（幼稚園費）【人事室】 13,319
		2 給 料 6,149
3 職 員 手 当 等	5,059	2 一 般 職 給 6,149 一般職給 6,149
4 共 済 費	2,111	3 職員手当等 5,059
		2 扶 養 手 当 60 3 管理職手当 720 4 地 域 手 当 814 5 通 勤 手 当 315 9 時間外及び休日勤務手当 589 10 住 居 手 当 108 11 期末勤勉手当 2,453
		4 共 済 費 2,111
		3 職員共済組合負担金 2,111
2 給 料	4,942	1 人件費（社会教育総務費）【人事室】 8,630
		2 給 料 4,942
3 職 員 手 当 等	1,538	2 一 般 職 給 4,942 一般職給 4,942
4 共 済 費	2,150	3 職員手当等 1,538
		2 扶 養 手 当 822 3 管理職手当 △900

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	5	1〔社会教育総務費〕	千円	千円	千円	千円
		4 生 涯 学 習 セ ン タ ー 費	171,873	8,700	180,573	市債 8,700

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	4 地 域 手 当 506
		5 通 勤 手 当 423
		9 時間外及び休日勤務手当 984
		10 住 居 手 当 636
		11 期末勤勉手当 △1,233
		14 児 童 手 当 300
		4 共 済 費 2,150
		3 職員共済組合負担金 1,830
		7 社会保険料 320
		50 生涯学習センター管理運営事業（臨時） 8,700
12	委託料 8,700	【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】
		12 委 託 料 8,700
		1 委 託 料 8,700
		実施設計委託 8,700

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(974) 1,035	1,145,451	4,071,934	3,935,492	9,152,877	1,709,867	10,862,744	
補正前	(975) 1,069	1,145,451	4,064,512	3,937,073	9,147,036	1,709,038	10,856,074	
比 較	(△1) △ 34		7,422	△ 1,581	5,841	829	6,670	
職員手当 の 内 訳								
		区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
		補 正 後	91,048	323,032	538,370	91,708	2,626	289,687
		補 正 前	91,278	299,844	536,645	90,814	2,626	293,661
		比 較	△ 230	23,188	1,725	894		△ 3,974
		区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	在 宅 勤 務 等 手 当 (千円)	
		補 正 後	62,816	2,016,032	519,723	414	36	
		補 正 前	77,121	2,024,677	519,723	648	36	
		比 較	△ 14,305	△ 8,645		△ 234		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	7,422	1 その他の増減分	7,422	新陳代謝に係る増加分 8,778 千円 所属会計変更等に係る減分 △ 14,514 千円 昇任等に係る増加分 50,027 千円 育児休業等に係る減分 △ 36,869 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 (その他) (計) 職 員 数 補正後 1,035(135)人 ()人 1,035(135)人 補正前 996(142)人 73(△6)人 1,069(136)人 比 較 39(△7)人 △73(6)人 △34(△1)人
職 員 手 当	△ 1,581	1 その他の増減分	△ 1,581		扶養手当 △ 230 千円 管理職手当 23,188 千円 地域手当 1,725 千円 通勤手当 894 千円 時間及び休日勤務手当 △ 3,974 千円 住居手当 △ 14,305 千円 期末勤勉手当 △ 8,645 千円 単身赴任手当 △ 234 千円

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
みのおサンプルザ 1 号館建替推進事業	補正前	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正	3, 034, 200			令和6年度 (2024年度) か ら 令和7年度 (2025年度)	3, 034, 200				3, 034, 200
	補正後	3, 034, 200			令和6年度 (2024年度) か ら 令和7年度 (2025年度)	3, 034, 200				3, 034, 200
(仮称) ワークセンター中部管理運営事業	補正前									
	補 正	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和17年度 (2035年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
	補正後	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度 (2024年度) か ら 令和17年度 (2035年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	34,298,245	35,354,655	7,230,800	1,899,030	40,686,425
	補 正			8,700		8,700
	補正後	34,298,245	35,354,655	7,239,500	1,899,030	40,695,125
(11) 社会教育・スポーツ	補正前	346,653	507,574	694,100	29,994	1,171,680
	補 正			8,700		8,700
	補正後	346,653	507,574	702,800	29,994	1,180,380
合 計	補正前	49,576,546	49,324,573	7,230,800	3,364,018	53,191,355
	補 正			8,700		8,700
	補正後	49,576,546	49,324,573	7,239,500	3,364,018	53,200,055

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 8 2 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計財産区事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,601 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,745,693 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 区 収 入		千円 1, 726, 092	千円 19, 601	千円 1, 745, 693
	1 財 産 区 収 入	1, 368, 080	19, 601	1, 387, 681
歳 入 合 計		1, 726, 092	19, 601	1, 745, 693

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 費		千円 1, 726, 092	千円 19, 601	千円 1, 745, 693
	1 財 産 費	1, 368, 080	19, 601	1, 387, 681
歳 出 合 計		1, 726, 092	19, 601	1, 745, 693

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計財産区事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産区収入	1,726,092	19,601	1,745,693
歳入合計	1,726,092	19,601	1,745,693

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産費	1,726,092	19,601	1,745,693
歳出合計	1,726,092	19,601	1,745,693

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	19,601
0	0	0	19,601

2 歳 入
(款) 1 財産区収入
(項) 1 財産区収入

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
1 財 産 区 収 入			千円 1,726,092	千円 19,601	千円 1,745,693
1 財 産 区 収 入			1,368,080	19,601	1,387,681
9 大 字 稲 財 産 区 収 入			4,000	19,601	23,601

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
3 繰 入 金	19,601	1 一般会計繰入金 補正後 23,601,000円－補正前 4,000,000円 19,601

(款) 1 財産区収入
(項) 1 財産区収入

3 歳 出
(款) 1 財産費
(項) 1 財産費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1 財 産 費			千円 1, 726, 092	千円 19, 601	千円 1, 745, 693	千円 一般財源 19, 601
1 財 産 費			1, 368, 080	19, 601	1, 387, 681	一般財源 19, 601
9 大 字 稲 財 産 区 財 産 費			4, 000	19, 601	23, 601	一般財源 19, 601

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	19, 601	11 大字稲財産区事業【地域活性化室】 19, 601
		18 負担金補助及び交付金 19, 601
		2 補 助 金 19, 601
		補助金 19, 601

(款) 1 財産費
(項) 1 財産費

第 8 3 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,250 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 14,285,860 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国 庫 支 出 金		千円 0	千円 8, 250	千円 8, 250
	1 国 庫 補 助 金	0	8, 250	8, 250
歳 入 合 計		14, 277, 610	8, 250	14, 285, 860

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 217, 457	千円 8, 250	千円 225, 707
	2 徴 収 費	35, 196	8, 250	43, 446
歳 出 合 計		14, 277, 610	8, 250	14, 285, 860

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,148,899	0	3,148,899
2 使用料及び手数料	1,728	0	1,728
3 府支出金	9,713,361	0	9,713,361
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	1,388,513	0	1,388,513
6 繰越金	1	0	1
7 諸収入	25,107	0	25,107
8 国庫支出金	0	8,250	8,250
歳入合計	14,277,610	8,250	14,285,860

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	217,457	8,250	225,707
2 保険給付費	9,444,046	0	9,444,046
3 国民健康保険金 事業費納付金	4,410,663	0	4,410,663
4 共同事業拠出金	1	0	1
5 保健事業費	156,159	0	156,159
6 基金積立金	1	0	1
7 諸支出金	44,283	0	44,283
8 予備費	5,000	0	5,000
歳出合計	14,277,610	8,250	14,285,860

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
8,250	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
8,250	0	0	0

2歳入
(款) 8 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

科目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
8		国庫支出金	千円 0	千円 8,250	千円 8,250
	1	国庫補助金	0	8,250	8,250
		5 社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金	0	8,250	8,250

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 社会保障・税番号制度 システム整備費等 補助金	8,250	1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 8,250×10／10=8,250 8,250

(款) 8 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

3 歳 出
(款) 1 総務費
(項) 2 徴収費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
1	総 務 費		千円 217,457	千円 8,250	千円 225,707	千円 国庫支出金 8,250
	2	徴 収 費	35,196	8,250	43,446	国庫支出金 8,250
		1 賦 課 徴 収 費	35,196	8,250	43,446	国庫支出金 8,250

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12	委 託 料	7 一般事務経費（資格管理）【国民健康保険室】 8,250
		12 委 託 料 8,250
		1 委 託 料 8,250
		システム改修委託 8,250

(款) 1 総務費
(項) 2 徴収費

第84号議案

令和6年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度箕面市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			

ア 改 良 事 業	1,051,458 千円	1,655 千円	1,053,113 千円
-----------	--------------	----------	--------------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,102,513 千円	1,472,768 千円	4,575,281 千円
第3項 特 別 利 益		1,472,768 千円	1,472,768 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,880,598 千円	1,479,308 千円	4,359,906 千円
第1項 営 業 費 用	2,830,086 千円	6,540 千円	2,836,626 千円
第3項 特 別 損 失	8,876 千円	1,472,768 千円	1,481,644 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,047,187千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,842千円」に、「当年度分損益勘定留保資金511,186千円」を「当年度分損益勘定留保資金512,827千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,240千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,254千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,395,453 千円	1,655 千円	1,397,108 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,084,942 千円	1,655 千円	1,086,597 千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
箕面浄水場中央監視制御システム他修繕	令和6年度から令和8年度まで	1,788 千円

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 271,316 千円」を「職員給与費 279,511 千円」に改める。

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和6年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 収益			3,102,513	1,472,768	4,575,281	
	3 特別利益			1,472,768	1,472,768	
		1 過年度損益修正益		1,472,768	1,472,768	過年度損益修正益

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			2,880,598	1,479,308	4,359,906	
	1 営業費用		2,830,086	6,540	2,836,626	
		2 配水及び給水費	599,758	1,341	601,099	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	29,554	17	29,571	消火栓改良工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	143,180	3,423	146,603	料金の調定、徴収及び計量に要する費用
		5 総係費	154,612	1,759	156,371	事業活動全般に関連する費用
	3 特別損失		8,876	1,472,768	1,481,644	
		2 過年度損益修正損	2,000	1,472,768	1,474,768	過年度損益修正損

資本的收入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,395,453	1,655	1,397,108	
	1 建設改良費		1,084,942	1,655	1,086,597	
		1 改良費	1,051,458	1,655	1,053,113	改良事業に要する経費

令和6年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	132,852	△ 34,983	97,869
引当金の増減	23,234	901	24,135
小 計	725,414	△ 34,082	691,332
業務活動によるキャッシュ・フロー①	697,846	△ 34,082	663,764
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,109,213	△ 329,174	△ 1,438,387
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,093,407	△ 329,174	△ 1,422,581
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	40,489		40,489
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 355,072	△ 363,256	△ 718,328
5 資金期首残高	2,514,363	331,595	2,845,958
6 資金期末残高	2,159,291	△ 31,661	2,127,630

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
	管理者	その他							
補正後	1	11	(3) 25	2,795	110,551	123,570	236,916	41,875	278,791
補正前	1	11	(1) 26	2,795	108,224	118,957	229,976	41,060	271,036
比 較			(2) △ 1		2,327	4,613	6,940	815	7,755

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,228	11,280	15,163	1,299	3,300
	補 正 前	2,970	10,020	14,577	1,234	3,500
	比 較	258	1,260	586	65	△ 200
	区 分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	
	補 正 後	876	51,415	37,000	9	
	補 正 前	876	48,771	37,000	9	
	比 較		2,644			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考		
給料	2,327	1 その他の増加分	2,327	所属会計変更等に係る増加分 2,327千円	職員数の異動状況		
					(現に在職する)	(その他)	(計)
					職員数		
					補正後	26 (1) 人	() 人 26 (1) 人
					補正前	27 () 人	() 人 27 () 人
手当	4,613	1 その他の増減分	4,613		比 較	△ 1 (1) 人	() 人 △ 1 (1) 人
					扶養手当		258千円
					管理職手当		1,260千円
					地域手当		586千円
					通勤手当		65千円
					時間外及び休日勤務手当		△ 200千円
					期末勤勉手当		2,644千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

債務負担行為に関する調書

補正 区分	事 項	限 度 額	前年度までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財源内訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益 等
補正前							
補正後	箕面浄水場中 央監視制御シ ステム他修繕	千円 1,788		千円	令和 6 年 度 (2024 年 度) から 令和 8 年 度 (2026 年 度) まで	千円 1,788	千円 1,788

予算参考資料

実施計画内訳書

収益の収入及び支出

収 入

款・項・目・節		既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1	水道事業収益	3,102,513	1,472,768	4,575,281	
	3 特別利益	0	1,472,768	1,472,768	
	1 過年度損益修正益	0	1,472,768	1,472,768	
	過年度損益修正益	0	1,472,768	1,472,768	過年度損益修正益 1,472,768 1,472,768 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)		
1 水道事業費用	2,880,598	1,479,308	4,359,906			
1 営業費用	2,830,086	6,540	2,836,626			
2 配水及び給水費	599,758	1,341	601,099			
給料	50,054	531	50,585	一般職員	50,585	531 増
手当等	29,823	434	30,257	地域手当	6,891	105 増
				通勤手当	495	79 増
				期末勤勉手当	15,075	250 増
賞与引当金繰入額	8,897	163	9,060	期末勤勉手当分	7,538	125 増
				法定福利費分	1,522	38 増
法定福利費	17,395	213	17,608	職員共済組合負担金	17,060	62 減
				社会保険料	398	275 増
3 受託工事費	29,554	17	29,571			
法定福利費	1,550	17	1,567	職員共済組合負担金	1,554	17 増
4 業務費	143,180	3,423	146,603			
給料	2,355	1,784	4,139	一般職員	4,139	1,784 増
手当等	1,354	1,042	2,396	管理職手当	540	540 増
				地域手当	618	335 増
				通勤手当	0	211 減
				時間外及び休日勤務手当	0	200 減
				期末勤勉手当	1,238	578 増
賞与引当金繰入額	396	346	742	期末勤勉手当分	619	289 増
				法定福利費分	123	57 増
法定福利費	876	251	1,127	職員共済組合負担金	1,120	316 増
				社会保険料	0	65 減
5 総係費	154,612	1,759	156,371			
給料	28,255	△ 121	28,134	一般職員	19,566	121 減
手当等	15,475	1,475	16,950	地域手当	3,636	29 減
				通勤手当	261	41 増
				住居手当	0	108 減
				期末勤勉手当	9,444	1,131 増
				児童手当	720	440 増
賞与引当金繰入額	5,182	392	5,574	期末勤勉手当分	4,669	253 増
				法定福利費分	905	139 増
法定福利費	9,508	13	9,521	職員共済組合負担金	9,133	62 減
				社会保険料	303	75 増

款・項・目・節				既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
	3	特別損失		8,876	1,472,768	1,481,644	
		2	過年度損益修正損	2,000	1,472,768	1,474,768	
			過年度損益修正損	2,000	1,472,768	1,474,768	過年度損益修正損（減損 1,222,768 1,222,768 増損失分） 過年度損益修正損（固定 250,000 250,000 増資産譲渡損分）

資本的收入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	1,395,453	1,655	1,397,108	
1 建設改良費	1,084,942	1,655	1,086,597	
1 改良費	1,051,458	1,655	1,053,113	
給料	23,243	133	23,376	一般職員 23,376 133 増
手当等	20,290	1,435	21,725	扶養手当 1,476 258 増 管理職手当 3,300 720 増 地域手当 3,435 175 増 通勤手当 543 156 増 住居手当 444 108 増 期末勤勉手当 10,927 18 増
法定福利費	9,287	87	9,374	職員共済組合負担金 9,252 97 増 社会保険料 53 10 減

第85号議案

令和6年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	202,818 千円	55 千円	202,873 千円
イ 雨水建設改良事業	172,805 千円	1,777 千円	174,582 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,595,973 千円	△3,292 千円	2,592,681 千円
第1項 営業費用	2,490,454 千円	△3,292 千円	2,487,162 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 457,756 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 459,588 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 157,989 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 159,802 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,767 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,786 千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	828,771 千円	1,832 千円	830,603 千円
第1項 建設改良費	484,913 千円	1,832 千円	486,745 千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 128,309 千円」を「職員給与費 126,849 千円」に改める。

令和6年5月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和6年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,595,973	△ 3,292	2,592,681	
	1 営業費用		2,490,454	△ 3,292	2,487,162	
		1 污水管渠費	128,975	166	129,141	污水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	51,576	91	51,667	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	68,456	47	68,503	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		8 污水総係費	58,626	△ 3,450	55,176	污水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	28,793	△ 146	28,647	雨水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			828,771	1,832	830,603	
	1 建設改良費		484,913	1,832	486,745	
		1 污水建設改良費	202,818	55	202,873	污水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	172,805	1,777	174,582	雨水建設改良事業に要する経費

令和6年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	63,645	3,273	66,918
引当金の増減	3,718	△ 72	3,646
業務活動によるキャッシュ・フロー①	635,697	3,201	638,898
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 444,926	△ 193,101	△ 638,027
国庫支出金等による収入	177,163	68,182	245,345
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 267,763	△ 124,919	△ 392,682
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 170,226		△ 170,226
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	197,708	△ 121,718	75,990
5 資金期首残高	5,265,875	290,354	5,556,229
6 資金期末残高	5,463,583	168,636	5,632,219

給与費明細書

1 総括

区 分	職員数			給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人)		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
	管理者	その他							
補正後		11	(2) 13	1,632	54,776	48,928	105,336	21,093	126,429
補正前		11	(2) 13	1,632	55,485	49,317	106,434	21,035	127,469
比 較			()		△ 709	△ 389	△ 1,098	58	△ 1,040

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,032	5,700	7,549	911	2,700
	補 正 前	1,608	5,940	7,560	489	2,600
	比 較	△ 576	△ 240	△ 11	422	100
	区 分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	在宅勤務等手当 (千円)	
	補 正 後	552	24,475	6,000	9	
	補 正 前	768	24,343	6,000	9	
	比 較	△ 216	132			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考		
給料	△ 709	1 その他の減分	△ 709	所属会計変更等に係る減分 △ 709千円	職員数の異動状況		
					(現に在職する)	(その他)	(計)
					職員数		
					補正後	13 (1) 人	() 人
					補正前	13 (1) 人	() 人
手当	△ 389	1 その他の増減分	△ 389		比 較	() 人	() 人
					扶養手当		△ 576千円
					管理職手当		△ 240千円
					地域手当		△ 11千円
					通勤手当		422千円
					時間外及び休日勤務手当		100千円
					住居手当		△ 216千円
					期末勤勉手当		132千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

予算参考資料

実施計画内訳書

収益の収入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 下水道事業費用	2,595,973	△ 3,292	2,592,681	
1 営業費用	2,490,454	△ 3,292	2,487,162	
1 污水管渠費	128,975	166	129,141	
給料	8,379	87	8,466	一般職員 8,466 87 増
賞与引当金繰入額	1,498	13	1,511	法定福利費分 263 13 増
法定福利費	2,983	66	3,049	職員共済組合負担金 2,848 56 増 社会保険料 177 10 増
2 雨水管渠費	51,576	91	51,667	
賞与引当金繰入額	1,250	12	1,262	法定福利費分 221 12 増
法定福利費	2,479	79	2,558	職員共済組合負担金 2,473 76 増 社会保険料 65 3 増
4 ポンプ場費	68,456	47	68,503	
賞与引当金繰入額	257	11	268	法定福利費分 54 11 増
法定福利費	883	36	919	職員共済組合負担金 844 36 増
8 汚水総係費	58,626	△ 3,450	55,176	
給料	13,479	△ 1,550	11,929	一般職員 11,929 1,550 減
手当等	10,423	△ 1,335	9,088	扶養手当 0 438 減 管理職手当 1,320 540 減 地域手当 1,702 192 減 通勤手当 295 211 増 時間外及び休日勤務手当 1,300 300 増 住居手当 0 108 減 期末勤勉手当 4,051 148 減 児童手当 420 420 減
賞与引当金繰入額	2,521	△ 108	2,413	期末勤勉手当分 2,019 81 減 法定福利費分 394 27 減
法定福利費	4,830	△ 457	4,373	職員共済組合負担金 4,230 561 減 社会保険料 104 104 増
9 雨水総係費	28,793	△ 146	28,647	
手当等	5,261	△ 200	5,061	時間外及び休日勤務手当 600 200 減
法定福利費	2,835	54	2,889	職員共済組合負担金 2,871 54 増

資本的収入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)		
1 資本的支出	828,771	1,832	830,603			
1 建設改良費	484,913	1,832	486,745			
1 汚水建設改良費	202,818	55	202,873			
法定福利費	3,208	55	3,263	職員共済組合負担金	3,237	55 増
2 雨水建設改良費	172,805	1,777	174,582			
給料	7,329	754	8,083	一般職員	8,083	754 増
手当等	5,915	807	6,722	扶養手当	360	138 減
				管理職手当	1,320	300 増
				地域手当	1,236	181 増
				通勤手当	262	211 増
				住居手当	0	108 減
				期末勤勉手当	3,494	361 増
法定福利費	2,653	216	2,869	職員共済組合負担金	2,498	191 増
				社会保険料	350	25 増

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 山 内 美 紀 子

	略	歴
昭和 49 年	3 月	京都府立大学女子短期大学部卒業
同 49 年	4 月	東大阪市立弥刀中学校教諭
同 60 年	4 月	箕面市立第五中学校教諭
平成 3 年	4 月	箕面市立第四中学校教諭
同 12 年	4 月	箕面市教育委員会事務局学校教育部総務課主査

同	14年	4月	箕面市立第六中学校教頭
同	16年	4月	豊中市立第十六中学校教頭
同	18年	4月	箕面市立第六中学校長
同	21年	4月	箕面市立第二中学校長
同	31年	1月	人権擁護委員（現在に至る。）
令和	5年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

（提案理由）

山内美紀子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。